

財政指数の状況

○実質収支比率

(単位:千円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実質収支(分子)	1,068,930	958,095	823,800	1,112,463	997,617
標準財政規模(分母)	11,217,781	11,081,121	10,877,564	10,922,942	10,818,708
実質収支比率(分子/分母)	9.5%	8.6%	7.6%	10.2%	9.2%

実質収支:普通会計歳入総額－歳出総額－翌年度繰越財源

標準財政規模:標準税収入額 + 普通交付税 + 地方譲与税 + 臨時財政対策債発行可能額

標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する剰余金の比率を表す指数で、赤字が20%以上の場合は財政再建団体となります。

○経常収支比率

(単位:千円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常経費充当一般財源(分子)	9,054,974	9,092,957	8,866,975	8,719,839	9,060,201
経常一般財源(分母)	11,096,339	11,039,061	10,842,807	10,976,283	11,018,917
経常収支比率(分子/分母)	81.6%	82.4%	81.8%	79.4%	82.2%

毎年、経常的に支出される経費に対して使われた地方税や交付税などの一般財源の額の比率を表す指数で、人件費や物件費、公債費、補助費など行政遂行上必要なものであり、この比率が高いと基盤整備などに使われる財源が不足し、地方債や基金の取崩など臨時的な財源に頼ることになります。

○公債費比率

(単位:千円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費充当一般財源等(分子)	754,076	678,038	580,940	544,440	472,645
標準税収入額等(分母)	10,411,677	10,229,019	10,006,421	10,017,930	9,844,424
公債費比率(分子/分母)	7.2%	6.6%	5.8%	5.4%	4.8%

財政構造の弾力性を判断する指数で、この比率が高いほど借金の返済が多いこととなります。実際の公債費の額から交付税の標準財政需要額公債費の額を控除して算出します。

分子＝公債費充当一般財源等額(繰上償還額を除く)－災害復旧等に係る標準財政需要額

分母＝標準税収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額－災害復旧等に係る標準財政需要額

○住民1人あたり積立金現在高

(単位:円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末積立金残高(分子):千円	5,797,774	6,396,283	6,734,632	7,200,314	7,820,040
年度末住基人口(分母)	34,820	34,228	33,855	33,311	32,678
1人あたり積立金(分子/分母)	166,507	186,873	198,926	216,154	239,306

公営事業会計を除く普通会計の積立金合計額のうち、貸付目的など運用基金を除いた額です。

平成24年度の住民基本台帳法等の改正に伴い、平成24年度より住基人口に外国人住民数を含みます。

○住民1人あたり市債現在高

(単位:円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末市債残高(分子):千円	14,150,350	13,715,744	13,829,480	14,005,910	14,967,427
年度末住基人口(分母)	34,820	34,228	33,855	33,311	32,678
1人あたり市債(分子/分母)	406,386	400,717	408,492	420,459	458,028

事業会計を除いた額です。

平成24年度の住民基本台帳法等の改正に伴い、平成24年度より住基人口に外国人住民数を含みます。

○健全化判断比率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1) 実質赤字比率	— (13.15)	— (13.17)	— (13.20)	— (13.19)	— (13.21)
2) 連結実質赤字比率	— (18.15)	— (18.17)	— (18.20)	— (18.19)	— (18.21)
3) 実質公債費比率	11.2 (25.0)	9.9 (25.0)	8.5 (25.0)	7.1 (25.0)	5.8 (25.0)
4) 将来負担比率	38.9 (350.0)	18.4 (350.0)	10.9 (350.0)	16.7 (350.0)	7.9 (350.0)

()内の数値は早期健全化基準

健全化法においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、平成19年度決算から、毎年度、健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しています。

1) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率 $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (△997,617千円)}}{\text{標準財政規模 (10,818,708千円)}} = \Delta 9.22\%$	前年度 △10.15%
--	----------------

- ・一般会計等: 一般会計、公共用地取得事業特別会計
- ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)
- ・標準財政規模=標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

連結 実質赤字比率 $\frac{\text{連結実質赤字額 (△2,416,711千円)}}{\text{標準財政規模 (10,818,708千円)}} = \Delta 22.33\%$	前年度 △24.24%
--	----------------

※負数の場合、連結実質赤字比率無しとされる。

- ・連結実質赤字額: ①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ①一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ②公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④公営企業の特別会計のうち、資金の譲与額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 $\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源等 + 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} = 5.13293\%$	前年度 5.8%
(3ヵ年平均) 5.8%	

- ・準元利償還金: ①から⑤までの合計額

- ①満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還相当額 <伊豆市は該当なし>
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金の利子 <伊豆市は該当なし>

4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担比率	=	将来負担額	－	
		24,471,021千円		
		(充当可能基金額	+	地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額)
		7,649,578千円		16,085,224千円
7.9%		標準財政規模	－	(元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		10,818,708千円		1,511,046千円

・将来負担額:①から⑧までの合計額

- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額(地方債に準ずるもの)
- ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担見込み額
〔対象公営企業:上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業〕
- ④組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担金等見込額
〔対象組合等:駿豆学園管理組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、田方地区消防組合〕
- ⑤退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
- ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 <伊豆市は該当なし>
- ⑦連結実質赤字額 <伊豆市は該当なし>
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 <伊豆市は該当なし>

・充当可能基金額:①から⑥に充てることができる基金

・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

○資金不足比率

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

・資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(参考)資金剰余額

水道事業会計	502,219	千円
温泉事業特別会計	415,625	千円
簡易水道事業特別会計	53,200	千円
下水道事業特別会計	31,565	千円
農業集落排水事業特別会計	18,137	千円